

		建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 (186の項)				建築物エネルギー消費性能向上計画 変更認定申請手数料(187の項)						建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 (188の項)			
添付	種別	186の項				187の項				添付	種別	188の項			
		床面積(㎡)		番号	手数料額	番号	手数料額					床面積(㎡)		番号	手数料額
適合証等	住宅	一戸建ての住宅		イ(1)	4,000	ロ(1)(一)	左記の金額の2分の1			住宅	一戸建ての住宅		イ(1)	4,000	
		～ 300 未満		イ(2)(一)	8,000	ロ(1)(二)	左記の金額の2分の1				～ 300 未満		イ(2)(一)	8,000	
		300 以上 ～ 2,000 未満		イ(2)(二)	19,000						300 以上 ～ 2,000 未満		イ(2)(二)	19,000	
		2,000 以上 ～ 5,000 未満		イ(2)(三)	42,000						2,000 以上 ～ 5,000 未満		イ(2)(三)	42,000	
		5,000 以上 ～		イ(2)(四)	76,000						5,000 以上 ～		イ(2)(四)	76,000	
	非住宅	全建築物	～ 300 未満		イ(3)(一)	8,000	ロ(1)(三)	左記の金額の2分の1			～ 300 未満		イ(3)(一)	8,000	
			300 以上 ～ 1,000 未満		イ(3)(二)	15,000					300 以上 ～ 1,000 未満		イ(3)(二)	15,000	
			1,000 以上 ～ 2,000 未満		イ(3)(三)	25,000					1,000 以上 ～ 2,000 未満		イ(3)(三)	25,000	
			2,000 以上 ～ 5,000 未満		イ(3)(四)	76,000					2,000 以上 ～ 5,000 未満		イ(3)(四)	76,000	
			5,000 以上 ～ 10,000 未満		イ(3)(五)	121,000					5,000 以上 ～ 10,000 未満		イ(3)(五)	121,000	
10,000 以上 ～ 25,000 未満		イ(3)(六)	152,000	10,000 以上 ～ 25,000 未満		イ(3)(六)	152,000								
25,000 以上 ～		イ(3)(七)	191,000	25,000 以上 ～		イ(3)(七)	191,000								
複合建築物		-	イ(4)(一)及びイ(4)(二)	上記イ(2)及び上記イ(3)	ロ(1)(四)イ及びロ(1)(四)ロ	上記ロ(1)(二)とロ(1)(三)の合計額			複合建築物		-	イ(4)(一)及びイ(4)(二)	上記イ(2)＋上記イ(3)		
無	住宅	仕様基準 一戸建ての住宅 ～ 200 未満		仕様基準はありません		仕様基準はありません		仕様基準はありません		住宅	仕様基準 一戸建ての住宅 ～ 200 未満		ロ(1)(一)イ	16,000	
		200 以上 ～ 一戸建ての住宅									200 以上 ～ 一戸建ての住宅		ロ(1)(一)ロ	17,000	
		性能基準等 一戸建ての住宅 ～ 200 未満		ロ(1)(一)	32,000	ロ(2)(一)	左記の金額の2分の1				一戸建ての住宅 ～ 200 未満		ロ(1)(二)イ	32,000	
		200 以上 ～ 一戸建ての住宅		ロ(1)(二)	36,000						200 以上 ～ 一戸建ての住宅		ロ(1)(二)ロ	36,000	
	一戸建ての住宅以外	仕様基準	～ 300 未満		仕様基準はありません		仕様基準はありません		仕様基準はありません		一戸建ての住宅以外	～ 300 未満		ロ(2)(一)イ	31,000
			300 以上 ～ 2,000 未満									300 以上 ～ 2,000 未満		ロ(2)(一)ロ	54,000
			2,000 以上 ～ 5,000 未満									2,000 以上 ～ 5,000 未満		ロ(2)(一)ハ	98,000
			5,000 以上 ～									5,000 以上 ～		ロ(2)(一)ニ	148,000
	性能基準等	性能基準等	～ 300 未満		ロ(2)(一)	65,000	ロ(2)(二)	左記の金額の2分の1			～ 300 未満		ロ(2)(二)イ	65,000	
			300 以上 ～ 2,000 未満		ロ(2)(二)	109,000					300 以上 ～ 2,000 未満		ロ(2)(二)ロ	109,000	
2,000 以上 ～ 5,000 未満			ロ(2)(三)	186,000	2,000 以上 ～ 5,000 未満						ロ(2)(二)ハ	186,000			
5,000 以上 ～			ロ(2)(四)	267,000	5,000 以上 ～						ロ(2)(二)ニ	267,000			
非住宅	モデル建物法	～ 300 未満		ロ(3)(一)イ	82,000	ロ(2)(三)	左記の金額の2分の1			～ 300 未満		ロ(3)(一)イ	82,000		
		300 以上 ～ 1,000 未満		ロ(3)(一)ロ	105,000					300 以上 ～ 1,000 未満		ロ(3)(一)ロ	105,000		
		1,000 以上 ～ 2,000 未満		ロ(3)(一)ハ	138,000					1,000 以上 ～ 2,000 未満		ロ(3)(一)ハ	138,000		
		2,000 以上 ～ 5,000 未満		ロ(3)(一)ニ	224,000					2,000 以上 ～ 5,000 未満		ロ(3)(一)ニ	224,000		
		5,000 以上 ～ 10,000 未満		ロ(3)(一)ホ	293,000					5,000 以上 ～ 10,000 未満		ロ(3)(一)ホ	293,000		
	10,000 以上 ～ 25,000 未満		ロ(3)(一)ヘ	353,000	10,000 以上 ～ 25,000 未満		ロ(3)(一)ヘ	353,000							
	25,000 以上 ～		ロ(3)(一)ト	414,000	25,000 以上 ～		ロ(3)(一)ト	414,000							
	モデル建物法以外	モデル建物法以外	～ 300 未満		ロ(3)(二)イ	216,000	ロ(3)(二)イ	左記の金額の2分の1			～ 300 未満		ロ(3)(二)イ	216,000	
			300 以上 ～ 1,000 未満		ロ(3)(二)ロ	271,000					300 以上 ～ 1,000 未満		ロ(3)(二)ロ	271,000	
			1,000 以上 ～ 2,000 未満		ロ(3)(二)ハ	350,000					1,000 以上 ～ 2,000 未満		ロ(3)(二)ハ	350,000	
2,000 以上 ～ 5,000 未満			ロ(3)(二)ニ	500,000	2,000 以上 ～ 5,000 未満						ロ(3)(二)ニ	500,000			
5,000 以上 ～ 10,000 未満			ロ(3)(二)ホ	616,000	5,000 以上 ～ 10,000 未満						ロ(3)(二)ホ	616,000			
10,000 以上 ～ 25,000 未満		ロ(3)(二)ヘ	728,000	10,000 以上 ～ 25,000 未満		ロ(3)(二)ヘ	728,000								
25,000 以上 ～		ロ(3)(二)ト	831,000	25,000 以上 ～		ロ(3)(二)ト	831,000								
複合建築物		-	ロ(4)(一)及びロ(4)(二)	上記ロ(2)及び上記ロ(3)	ロ(2)(四)イ及びロ(2)(四)ロ	上記ロ(2)(二)とロ(2)(三)の合計額			複合建築物		-	ロ(4)(一)及びロ(4)(二)	上記ロ(2)＋上記ロ(3)		
備考	<p>○法第29条第1項または、第31条第1項の規定に基づき、複数の建築物を合わせて一の申請で申請をする場合は、一の建築物ごとに上記金額を適用し、合算した金額になります。</p> <p>○共同住宅における一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算しない評価方法(基準省令第12条第2項第2号とする場合は、延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を床面積とする。)</p> <p>○法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>○山梨県建築基準法施行条例別表第二第一号及び別表第二第二号の金額を加算する。</p> <p>○「性能基準等」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下「基準省令」という。)第10条第二号によるものをいう。</p> <p>○「モデル建物法以外」とは、基準省令第10条第一号イ(1)及びロ(1)又は同号ただし書によるものをいう。</p> <p>○「モデル建物法」とは、基準省令第10条第一号イ(2)及びロ(2)によるものをいう。</p> <p>○「適合証等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>①登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が作成した技術的審査適合証</p> <p>②建築物エネルギー消費性能適合判定通知書の写し及び建築基準法の規定に基づく検査済証の写し</p> <p>③建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書の写し及び建築基準法の規定に基づく検査済証の写し</p> <p>④低炭素建築物新築等計画認定通知書の写し及び建築基準法の規定に基づく検査済証の写し</p> <p>⑤建設住宅性能評価書(断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5(平成28年4月1日に現に存する建築物の住宅部分については、等級3、等級4又は等級5)に適合しているものに限る。)</p>														
備考	<p>○共同住宅における一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算しない評価方法(基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)又は同省令第4条第3項第2号)とする場合は、延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を床面積とする。</p> <p>○「性能基準等」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)又は同号ただし書によるものをいう。</p> <p>○「仕様基準等」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)、同号イ(2)(ii)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)によるものをいう。</p> <p>○「モデル建物法以外」とは、基準省令第1条第1項第一号イ又は同号ただし書によるものをいう。</p> <p>○「モデル建物法」とは、基準省令第1条第1項第一号ロによるものをいう。</p> <p>○「適合証等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>①登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が作成した技術的審査適合証</p> <p>②建築物エネルギー消費性能適合判定通知書の写し及び建築基準法の規定に基づく検査済証の写し</p> <p>③建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書の写し及び建築基準法の規定に基づく検査済証の写し</p> <p>④低炭素建築物新築等計画認定通知書の写し及び建築基準法の規定に基づく検査済証の写し</p> <p>⑤建設住宅性能評価書(断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5(平成28年4月1日に現に存する建築物の住宅部分については、等級3、等級4又は等級5)に適合しているものに限る。)</p>														